欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)

Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)

2015年5月 閣僚会合にて承認

欧州高等教育質保証協会(ENQA) 欧州学生ユニオン(ESU) 欧州大学協会(EUA) 欧州高等教育機関協会(EURASHE) エデュケーション・インターナショナル(EI) ビジネスユーロップ(BUSINESSEUROPE) 欧州質保証機関登録簿(EQAR)

2015年5月

翻訳:独立行政法人 大学評価・学位授与機構

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン

2015年5月14-15日にエレバン開催の欧州高等教育大臣会合にて承認

目 次

序言	
I.	背景、範囲、目的及び原則
11.	高等教育の質保証に関する欧州の基準とガイドライン
III.	付録:基準の要約リスト21

序言

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG: Standards and guidelines for quality assurance in the European Higher Education Area)は、欧州高等教育質保証協会 (ENQA: European Association for Quality Assurance in Higher Education)が、欧州学生ユ ニオン(ESU: European Students' Union)¹、欧州高等教育機関協会(EURASHE: European Association of Institutions in Higher Education)及び欧州大学協会(EUA: European University Association)の協力のもと案を作成し、2005年に高等教育担当閣僚によって採択さ れた。

2005年以降、質保証とともに、資格枠組み、資格・学位の認定、学習成果の活用と推進など、 ボローニャプロセス全体で大きな進展がみられ、いずれも学生中心の学習と指導に向けたパラダ イムシフトに寄与している。

背景の変化を踏まえ、2012 年の閣僚声明は E4 グループ(ENQA、ESU、EUA、EURASHE) に対し、エデュケーション・インターナショナル(EI: Education International)、ビジネスユー ロップ(BUSINESSEUROPE)、欧州質保証機関登録簿(EQAR: European Quality Assurance Register for Higher Education)と協力し、「その適用範囲を含めて、明確性、適用可能性及び有 用性を改善するため」ESG の改正草案を作成するように促した。

改正にあたり、主要な関係団体や省庁に対する数次にわたる諮問を行った。寄せられた多くの 意見、提案及び勧告は、運営グループ(SG: Steering Group)によって慎重に分析・対応され、ESG の改正案に反映された。また、この改正 ESG は、欧州高等教育圏の質保証をどのように進展させ るかという課題に関わる全ての組織からの総意が込められており、そのこと自体が成功に向けた 強固な基盤となっている。

欧州高等教育質保証協会(ENQA) 欧州学生ユニオン(ESU) 欧州大学協会(EUA) 欧州高等教育機関協会(EURASHE) エデュケーション・インターナショナル(EI) ビジネスユーロップ(BUSINESSEUROPE) 欧州質保証機関登録簿(EQAR)

¹ ESU の旧称は、欧州全国学生連盟(ESIB: The National Unions of Students in Europe)。

1. 背景、範囲、目的及び原則

背景の設定

高等教育、研究及び技術革新は、社会の結束、経済成長及びグローバルな競争力を支える上で、極めて重要な役割を担っている。知識基盤社会に向かおうとする欧州社会の流れを鑑みると、高等教育は、社会経済的及び文化的な発展に不可欠な要素である。同時に、技能やコンピテンスに対して強まる要求に対し、高等教育が新たな形で応えることが求められている。

高等教育への進学機会の拡大は、個人が有する多様な経験を高等教育機関が活用する好機である。高等教育が、多様化する環境や期待の高まりに応えるためには、高等教育の提供の仕方を根本的に変える必要がある。すなわち、より学生を中心に置いた学習と教授へのアプローチ、柔軟な学習経路の認定、正規のカリキュラム以外で得たコンピテンスの認定が求められている。高等教育機関自体も、国際化の進展、デジタルラーニング及び新たな形態の教育提供などに見られるように、その使命、教育提供の態様及び連携の形が一層多様化してきた²。質保証の役割は、高等教育制度や各高等教育機関が変化に対応するのを支え、学生が獲得する資格や学習経験の保証を機関が最大の使命と位置付ける上で、極めて重要である。

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)の重要な目標は、域内すべての全利害関係者間の、学習と教授に対する質保証の共通理解に寄与することにある。ESG は、欧州高等教育圏(EHEA: European Higher Education Area)内の国家及び各高等教育機関における質保証システムの発展と国際連携に対し、これまで同様、重要な役割を果たしてゆく。質保証プロセス、特に外部質保証プロセスへの取組みによって、欧州の高等教育制度において質を担保し透明性を向上させ、結果として資格やプログラムについての相互の信頼と認定をもたらすことができる。

ESG は、高等教育の内部及び外部質保証システムへの参照文書として高等教育機関や質保証機関が活用するものである。さらに、ESG を遵守する質保証機関の登録を担当する欧州質保証機関登録簿(EQAR)にも活用される。

適用範囲と概念

ESG には、高等教育における内部及び外部の質保証のための基準及びガイドラインがまとめられている。ESG は質に対する基準や、質保証プロセスの実施方法を定めたものでもないが、質を伴う高等教育と学習環境の提供にとって、決定的に重要な領域を含む指針となるものである。ESG は、資格枠組み、欧州単位互換制度(ECTS: European Credit Transfer and Accumulation System)及びディプロマ・サプリメント――すべて、EHEA の高等教育の透明性と相互信頼の促進に寄与する――を含むより広範な文脈を考慮しなければならない。

² 欧州委員会通達:「教育開放:新技術と開放的な教育資源を通じたあらゆる人にとっての革新的指導と学習」(Opening up Education: Innovative teaching and learning for all through new Technologies and Open Educational Resources)、COM(2013)654 確定版、http://ec.europa.eu/education/news/doc/openingcom-en.pdf

ESG の焦点は、学習環境や研究・イノベーション関連分野も含めた、高等教育における学習 (learning)と教授(teaching)に関連した質保証にある。高等教育機関には、これ以外に研究や ガバナンスなどの活動の質を確保し改善するための方針やプロセスがある。

ESG は、学習の態様や場所に関係なく、EHEA のあらゆる高等教育に適用される。それゆえ、ESG は国境を越えて提供される教育など、あらゆる高等教育にも適用できる。本文書の中で、「プログラム(programme)」の語は、最も広義の高等教育を指す。 つまり、正規の学位の取得には繋がらないものも含む語として扱う。

高等教育は、学生が能動的市民としての活動や将来のキャリアに対する準備(すなわち、自身の雇用可能性への寄与)、自己啓発支援、広範な先進知識基盤の創出、研究革新への投資など、多様な目的の達成を目指す³。したがって、利害関係者の優先する目的が異なれば、高等教育の質について異なる見解となる可能性があるため、質保証ではこうした見解の相違を考慮する必要がある。「質(quality)」は、容易に定義できないが、主に、教員、学生及び学習環境の相互作用の成果である。質保証は、プログラムの内容や学習機会及び施設が目的に適合しているという学習環境を保証すべきである。

あらゆる質保証活動の核心にあるのは、「説明責任(accountability)」と「質の向上(enhancement)」という"双子"の目的である。両方が揃って、高等教育機関の実績への信頼が生まれる。質保証システムが機能すれば、高等教育機関と一般市民に対し、当該教育機関の活動の質を保証するに足る情報が示される(説明責任)と同時に、教育機関の活動をどう改善し得るか助言や勧告も与えられる(向上)。質保証と質向上は、このように相互に関連している。両者は、学生から教職員、高等教育機関の長や管理職まで、全員が奉じる「質文化(quality culture)」の発展を支え得る。

「質保証(quality assurance)」の語は、本文書で、継続的改善サイクル内のあらゆる活動(すなわち、保証及び向上活動)を表現するのに用いられる。

特記がない限り、本書では、「利害関係者(stakeholder)」は、高等教育機関のあらゆる関係者 一一学生及び教職員、ならびに雇用主や高等教育機関の外部パートナーなどの外部利害関係者を 含む――を包含するものと解する。

「機関(*institution*)」の語は、この基準及びガイドラインでは、高等教育機関を指すために用いられる。ただし、機関の質保証のアプローチによっては、機関全体または機関の一部の関係者を指すことがある。

³ 高等教育及び研究への公的責任に関する欧州評議会閣僚委員会勧告(*Recommendation of the Committee of Ministers to member states on the public responsibility for higher education and research*) Rec(2007)6、 http://www.coe.int/t/dg4/highereducation/News/pub_res_EN.pdf

ESG: 目的と原則

ESG には下記の目的がある。

- 欧州地域、各国及び高等教育機関レベルで、学習と教授の質保証システムに**共通の枠組** みを定める
- EHEA 内の高等教育の質の保証と改善を可能にする
- 国内外での相互信頼を支援し、資格やプログラムの認定とモビリティを促進する
- EHEA の質保証に関する情報を提供する

このような目的のもと、高等教育機関、関連団体及び国は ESG をさまざまな形で活用することが可能になっている。EHEA は、政治体制、高等教育制度、社会文化的及び教育的伝統、言語、願望及び期待の多様性を特徴とする。そのため、高等教育の質や質保証に単一で画一的なアプローチは適切でない。すべての基準を広く受け入れるのは、欧州の質保証に共通理解を生み出す前提条件である。このような理由から、ESG はあらゆる形態の教育に確実に適用できるように、適度な総論レベル(generic level)にしておく必要がある。

ESG は欧州レベルで、質保証機関及びその活動を評価する観点となる⁴。これにより、EHEA の質保証機関が同じ原則を堅持し、質保証のプロセスや手続きが、その背景にある目的や要件に合わせて形作られることを確実とする。

ESG は、EHEA の質保証に関して、下記の 4 原則に立脚する。

- 高等教育機関は、教育の質及びその保証に主たる責任を負う
- 質保証は、高等教育制度、教育機関、プログラム及び学生の多様性に対応する
- 質保証は、質文化の発展を支える
- 質保証は、学生、その他のあらゆる利害関係者及び社会のニーズと期待を考慮する

⁴ 欧州質保証機関登録簿(EQAR)への加入を申請する機関は、ESG に照らした外部レビューを受審することとなる。また、欧州高等教育質保証協会(ENQA)が、質保証機関の正会員の承認を行う際、ESG の遵守に依拠する。

II. 高等教育の質保証に関する欧州の基準とガイドライン

質保証の基準は3部で構成される。

- 内部質保証
- 外部質保証
- 質保証機関

ただし、これらの3部は本質的に相互に繋がり、かつ一体となって欧州の質保証枠組みの基盤を形成することを念頭に置くべきである。第2部の外部質保証は、第1部の内部質保証の基準を受け、高等教育機関が組織内で行う作業と外部質保証の受審に直接関係するものとなっている。同様に、第3部は第2部に基づいている。このように、3部は高等教育機関や質保証機関で相補的に作用するように設計され、同時に他の利害関係者も質保証枠組みに寄与している理解のもと立脚している。それゆえ、全3部は一体として読むべきである。

「基準(standard)」は、EHEA の中で合意され、受け入れられた高等教育の質保証事例を基に作成されている。それゆえ、提供されるあらゆる種類の高等教育において、関係者は配慮と堅持が必要なものである 5 。なお、質保証の基準の要約リストは、参照しやすいように巻末に添えてある。

「ガイドライン(guideline)」は、基準が重要である理由を説明し、基準がどのように実行され得るのかを示したものである。ガイドラインは、質保証活動に携わる関係者の参考となるよう、関連領域の優良事例を示す。背景が異なれば、それに応じて実践方法も異なるであろう。

-

⁵ 基準では、規範と遵守を含意する「should」の一般的な英語の用法を用いる。

第1部:内部質保証に関する基準とガイドライン

1.1 質保証の方針

基準:

高等教育機関は、経営戦略の一環として質保証の方針を有し公開すべきである。内部の利害関係者は、外部の利害関係者の参画を得て、適切な体制及びプロセスを通じてこの方針を策定し、実行すべきである。

ガイドライン:

整合的な高等教育機関の質保証システムは方針やプロセスなしには成立せず、これらが確立することで継続的な改善サイクルが形成され、高等教育機関の説明責任が保証される。また、あらゆる内部の利害関係者が質に対する責任を引き受け、機関の全ての構成員が質保証に取り組む質文化の発展が支えられる。こうした理由から、質保証の方針は公式に位置づけられ、公開されたものとなる。

質保証方針の策定にあたり、研究と学習・教授の関係を反映し、当該国内の事情及び当該機関の事情と戦略がすべて考慮されていると、極めて効果的な内容となる。こうして作られた方針は、下記の事項を後押しするものとなる。

- 質保証システムの組織
- 学部、大学院及び他の組織部門ならびに高等教育機関の経営陣、個々の職員及び学生な ど、質保証における責任を負う者
- アカデミックインテグリティと学問の自由。また、学問上の不正への監視
- あらゆる不寛容、ならびに学生または職員に対する差別からの保護
- 外部の利害関係者による質保証への関与

質保証方針は、機関全体を巻き込んださまざまな内部質保証の仕組みを通じて、実行されていく。この方針がどのように実行され、監督され、改定されるかは、機関の決定による。

また質保証方針は、他の当事者が受託または実行する高等教育機関の業務も対象に含める。

1.2 プログラムの設計と承認

基準:

高等教育機関は自らの学習プログラムを設計し、承認するプロセスを備えるべきである。 プログラムは、期待される学習成果を含めて、目標を達成できるように設計すべきである。 プログラムが提供する資格を、明確に示し、当該国家資格枠組み及び欧州高等教育圏資格 枠組みの妥当なレベルを提示すべきである。

ガイドライン:

学習プログラムは、高等教育機関の教育的使命の中心である。プログラムは、学問的知識と技能(移転可能なものを含む)の両方を学生に与える。これらは、人間形成に影響を与えたり、将来のキャリアに応用することができよう。

プログラムは下記のとおりとする。

- 高等教育機関の戦略に沿った全体的なプログラム目標とともに設計され、期待される学習成果を明示する
- 学生や他の利害関係者の参画を得て設計する
- 外部の専門家や参考事例の力を借りる
- 欧州評議会(Council of Europe)による高等教育の4つの目的を反映させる(「適用範囲と概念」の項を参照)
- 学生が円滑に進級できるように設計する
- 予想される学生の学習負担を定義する(例えば ECTS)
- 適切に構成された実習機会を適宜含める⁶
- 高等教育機関から正式に承認されていなければならない

1.3 学生中心の学習、教授及び評価

基準:

高等教育機関は、学生が学習プロセスの構築にあたって積極的に関与することを奨励 し、成績評価はこのアプローチを反映する形となるようにすべきである。

ガイドライン:

学生中心の学習及び教授は、学生の動機、振り返り、学習プロセスへの関与を刺激する上で重要な役割を果たす。これは、学習プログラムと成績評価の設計と実行に慎重を期すことを意味する。

学生中心の学習及び教授は下記のとおり実行するものとする。

- 学生集団や学生のニーズの多様性を尊重・留意し、柔軟な学習経路を可能とする
- さまざまな教育提供の方法を適宜検討し、活用する
- 多様な教授法を柔軟に活用する
- 教育提供の方法と教授法を定期的に評価し、調整する
- 学習者の自律性を奨励しつつ、教員からの十分な助言と支援を確保する
- 学習者と教員間の関係で、相互の尊重を推進する
- 学生からの苦情を扱うための適切な手続きを備える

学生の進級と将来のキャリアを評価する重要性に鑑み、成績評価に関する質保証プロセスでは、

^{*}実習とは、トレーニーシップ、インターンシップ、及び高等教育機関内で過ごさないが、学生が研究関連領域で経験を積める他のプログラム期間を含む。

下記の項目を考慮に入れる。

- 評価者が現行のテストや試験方法に詳しく、当該分野における技能を開発するための支援を受けること
- 評価の基準及び方法ならびに採点基準が、事前に公表されること
- 評価の際、期待される学習成果の達成状況を学生が証明する機会があること。学生には フィードバックが与えられ、必要に応じて、学習プロセスへの助言と結びつける
- 可能であれば、複数の試験官が評価すること
- 評価規定が酌量事由に配慮していること
- 評価は一貫し、全学生に公平に適用され、明示した手続きに沿って実施されること
- 学生が不服を申し立てるための正規の手続きが備わっていること

1.4 学生の入学、進級、認定及び証明

基準:

高等教育機関は、学生の「ライフサイクル」の全段階(例えば、学生の入学、進級、認定及び証明)を包含した、定義・公開された規定を一貫して適用すべきである。

ガイドライン:

学生が学問を究める上で必要な条件や支援を整えるのは、個々の学生、プログラム、機関及び制度にとって最大の利益となる。目的に合った入学、認定及び修了の諸手続きは、特に学生が 1つの高等教育制度内または複数の制度間で移動する際、極めて重要である。

学生受け入れの方針、入学のプロセス及び基準が一貫し、透明性をもって実行されることは重要である。新入生のための高等教育機関やプログラム紹介も行われる。

高等教育機関は、学生の進級状況に関する情報を収集し、把握し、それに対して行動するためのプロセスとツールを適切に配置する必要がある。

高等教育資格、修学期間、既修得学習の公正な認定(ノンフォーマル及びインフォーマル学習の 認定を含む)は、学生の流動性を高めつつ、学習の進捗を確保するために不可欠な構成要素である。 適切な認定手続きは、下記の事項に依拠する。

- リスボン認証条約(Lisbon Recognition Convention)の原則に沿った高等教育機関の資格評価実務
- 国全体で整合性のある認定を行うため、他の高等教育機関、質保証機関及び国の ENIC/NARIC センターとの協力

卒業は、学生の修学期間の終了を表す。学生は、達成した学習成果や、専攻し修了した学習の 背景、水準、内容及び状況を含め、取得資格を説明した文書を受け取る必要がある。

1.5 教員

基準:

高等教育機関は、教員の能力を保証する。教員の採用と能力開発に際し、公正で透明なプロセスを適用すべきである。

ガイドライン:

教員は、学生に質の高い経験をもたらし、知識、能力及び技能を取得できるようにする上で欠かせない。学生人口が多様化していることや、学習成果に一層強く焦点が当てられる現在は、学生中心の学習・教授が求められており、それゆえ教員の役割も変化している(基準 1.3 参照)。

高等教育機関は、教員の質や、教員が業務を効果的に遂行できるよう支援的な環境整備に、主 たる責任を負う。

このような環境には下記のものが挙げられる。

- 教授重視で、明確・透明・公正な教員採用プロセスと雇用条件を定めて遵守する
- 教員に専門能力開発の機会を与え、推進する
- 教育と研究の結び付きを強化するための研究活動を奨励する
- 教授法の革新や新技術の活用を奨励する

1.6 学習資源と学生支援

基準:

高等教育機関は、学習・教授活動のための適切な財源があり、十分かつ容易に利用できる学習資源と学生支援が提供されるようにすべきである。

ガイドライン:

高等教育が良き経験となるよう、高等教育機関は、学生の学習を支援するための幅広い資源を 提供する。これらは図書館、学習施設及び IT インフラ等の物的資源から、チューター、カウンセ ラー及び他のアドバイザーといった人的支援まで多岐にわたる。支援サービスの役割は、国内及 び国家間の学生の流動性を高める上で、特に重要である。

多様な学生人口(例えば、成人、非正規、社会人、外国人、障害を持つ学生)のニーズや、学生 中心の学習やより柔軟な学習・教授法への移行は、学習資源や学生支援を配分、計画立案及び提供する際に考慮される。

支援的な活動や施設は、高等教育機関の状況に応じ、さまざまな形態で組織される。しかし、 高等教育機関の質保証活動により、あらゆる資源が確実に目的に適合し、容易に利用でき、学生 がその支援サービスの情報を得られるよう保証する。

支援サービスの提供にあたり、支援スタッフ及び事務職員の役割は極めて重要であるがゆえに、

職員は資格を有し、能力開発の機会を得る必要がある。

1.7 情報管理

基準:

高等教育機関は、プログラムや他の活動の効果的な運営のため、関連情報を収集、分析 し、活用すべきである。

ガイドライン:

情報を踏まえた意思決定や、何がうまくいき、何に注意が必要なのかを把握するには、信頼できるデータが極めて重要である。学習プログラムや他の活動に関する情報の効果的な収集分析のプロセスは、内部質保証システムに組み入れられる。

収集される情報は、高等教育機関の種類や使命に左右されるが、下記が関心事項である。

- 重要な成果指標
- 学生人口のプロファイル
- 学生の進級、就職及び中退率
- プログラムに対する学生の満足度
- 利用できる学習資源と学生支援
- 卒業生のキャリアパス

情報収集には幅広い方法が活用できる。学生と職員が、情報の提供と分析、フォローアップ活動の計画立案に関与することが重要である。

1.8 情報公開

基準:

高等教育機関は、自らの活動(プログラムを含む)に関し、明確、正確、客観的、最新かつ容易に入手できる形で情報を公開するようにすべきである。

ガイドライン:

高等教育機関の活動に関する情報は、入学希望者や在学生だけでなく、卒業生、他の利害関係 者及び一般市民にとっても有用である。

したがって高等教育機関は、自らの活動に関する情報を提供する。自らの活動に関する情報には、提供するプログラムや学生選抜基準、プログラムが期待する学習成果、授与される資格、教授・学習及び成績評価方法、合格率、学生が得られる学習機会、修了者の就職情報が含まれる。

1.9 プログラムの継続的監督及び定期的評価

基準:

高等教育機関は、設定した目標を確実に達成し、学生や社会のニーズに確実に応えるように、自らのプログラムを監督し、定期的に評価を行うべきである。評価はプログラムの継続的な改善につながるものとすべきである。その結果として計画または実行されたあらゆる措置は、全ての利害関係者に周知すべきである。

ガイドライン:

学習プログラムの定期的な監視、評価及び改善は、教育提供の適切性を保持するとともに、学生を支える効果的な学習環境を創出することをねらいとする。

評価には下記の事項が含まれる。

- その学問分野の先端研究を反映した最新のプログラム内容
- 変化する社会のニーズ
- 学生の学習負担、進捗及び修了
- 学生の成績評価手続きの有効性
- プログラムに関する学生の期待度、ニーズ及び満足度
- 学習環境、支援サービスならびにプログラムの目的に対する適合性

プログラムは、学生や他の利害関係者の参画を得て定期的な評価を受け、改善が図られる。集められた情報は分析され、プログラムが確実に最新のものとなるように改められる。改善されたプログラムの内容は公開される。

1.10 周期的な外部質保証

基準:

高等教育機関は周期的に、ESG に沿った外部質保証を受審すべきである。

ガイドライン:

外部質保証はさまざまな形で、高等教育機関の内部質保証の有効性を検証し、改善の触媒として作用し、機関に新たな視点を提供することができる。また、機関の活動の質を保証する情報を 当該機関と一般市民に与えるものとなる。

高等教育機関が受審する周期的な外部質保証は、当該機関の活動における法的枠組みの要件も 考慮し得る。それゆえその枠組みに応じて、外部質保証はさまざまな形を取り、さまざまな組織 レベル(例えば、プログラム、学部または機関)に焦点を当てることがあり得る。

質保証は、外部からのフィードバック、報告もしくは高等教育機関内のフォローアッププロセスで完結するものではなく、継続的なプロセスである。そのため高等教育機関は、前回の外部質保証作業以降の進展を次回作業の準備の際に確実に考慮する。

第2部:外部質保証に関する基準とガイドライン

2.1 内部質保証の考慮

基準:

外部質保証は、ESG 第1部で述べた内部質保証プロセスを効果的に活用すべきである。

ガイドライン:

高等教育の質保証は、高等教育機関が提供するプログラムなど教育の質に対する機関の責任に基づく。したがって、外部質保証では高等教育機関の質保証に対する責任を認識し、支援することが重要である。内部質保証と外部質保証を強固につなぐため、外部質保証でも第1部の基準を考慮する。ただし、外部質保証の種類に応じて活用方法は変わり得る。

2.2 目的に沿った方法論の設計

基準:

外部質保証は、そのねらいや目的を達成するため、関連規定に考慮しながら、具体的に 定義及び設計すべきである。制度の設計と継続的改善にあたっては、利害関係者の参画を 得るべきである。

ガイドライン:

外部質保証は、有効性と客観性確保の観点から、利害関係者の合意を得た、明確なねらいを有していることが不可欠である。

ねらい、目標及びプロセスの実行にあたっては、

- 高等教育機関にもたらす負担と費用レベルを念頭に置く。
- 質を改善するためには、高等教育機関を支援する必要性を考慮する。
- 高等教育機関が改善を実証できるようにする。
- 成果とフォローアップに関する明確な情報につなげる。

高等教育機関が自らの内部質保証の有効性を実証できる場合、外部質保証システムの運用は、 より柔軟な形を取る可能性もあろう。

2.3 実施プロセス

基準:

外部質保証プロセスは、信頼に足り、有用で、事前に定義されており、一貫性をもって 実施され、結果は公開されるべきである。これには下記の事項が含まれる。

- ・自己評価または同等のもの
- ・外部専門家による評価、通常は訪問調査を含む
- ・外部専門家による評価をもとにまとめられた報告
- 一貫したフォローアップ

ガイドライン:

外部質保証が専門的に、一貫した姿勢で、透明性を持って行われれば、確実に受け入れられ、 影響力を持つことができる。

外部質保証システムの仕組みによっては、高等教育機関による自己評価、あるいは裏付け証拠などの資料の蓄積が、外部質保証の出発点となる。これらの文書は通常、訪問調査時の利害関係者との面談によって補完される。評価の知見は、外部専門家グループ(基準 2.4 参照)が執筆する報告書(基準 2.5 参照)の中で要約される。

外部質保証は、専門家の報告書で完結するわけではない。報告書は、高等教育機関の取組みに 明確な指針を与える。質保証機関は、高等教育機関が行った取組みを検討するための一貫したフォローアッププロセスを有する。フォローアップの性質は、外部質保証の仕組みに左右される。

2.4 ピアレビューの専門家

基準:

外部質保証は、1 名あるいは複数の学生メンバーを含む外部専門家グループが行うべきである。

ガイドライン:

外部質保証の核心にあるのは、同業専門家(peer expert)の提供する幅広い専門知識である。同業専門家は、高等教育機関、教員、学生及び雇用主/専門実務家など、さまざまな視点から投入される情報を通じて、質保証機関の作業に寄与する。

専門家の作業の価値と一貫性を確保するため、専門家は

- 慎重に選定される。
- 適切な技能を持ち、作業を遂行する能力がある。
- 適切な研修及び/またはブリーフィングによるサポートを受ける。

質保証機関は利益相反回避の仕組みを整備して、専門家の独立性を確保する。

外部質保証では、例えば専門委員会に国際的なメンバーの参加を得ることが望ましい。それは プロセスの開発や実施に別の側面を加えるものとなる。

2.5 成果に関する基準

基準:

外部質保証の結果として示される成果や判断は、それが公式な決定として扱うかどうか に関わらず、明示され公開された一貫して適用される基準に基づいて行うべきである。

ガイドライン:

外部質保証、特にその成果は、評価を受けた高等教育機関やプログラムに、著しい影響を及ぼす。

公平さと信頼性の観点から、外部質保証では事前に定義され、公開された基準が用いられる。 この基準をもとに、一貫性をもった解釈と証拠によって評価は行われる。外部質保証システムに より、その成果は異なる形式(例:勧告、審査結果または公的な決定)になり得る。

2.6 報告

基準:

専門家の最終報告は、学術界・外部のパートナー・その他の関心を持つ一般人に向けて 公開され、容易に入手できるようにすべきである。質保証機関がこの報告に基づき公的な 決定を行う場合は、決定内容も報告とともに公開すべきである。

ガイドライン:

専門家の報告は、外部評価に対する高等教育機関のフォローアップアクションの根拠となるだけでなく、高等教育機関の活動を社会に説明するための情報ともなる。報告内容がその後の対応に有用となるためには、報告書の構成と言語が明瞭かつ簡潔で、下記の事項が含まれる必要がある。

- 背景の説明(当該高等教育機関固有の位置づけを知る上で役立つ)
- 各手続きの説明と、関与した専門家の明示
- 証拠、分析及び知見
- 結論
- 当該高等教育機関が行っている優良事例の特定
- フォローアップアクションを求める勧告

報告書の要約作成は有益であろう。

報告書の確定前に、当該高等教育機関に事実誤認を指摘する機会が与えられれば、報告書の事 実の正確性が向上する。

2.7 苦情と不服申立

基準:

苦情及び不服申立のプロセスは、外部質保証プロセスの一部として明確に定義され、高 等教育機関に知らせるべきである。

ガイドライン:

高等教育機関の権利を保護し、公正な意思決定を確保するために、外部質保証は、開かれた形で説明責任を伴って運用される。それでもなお、プロセスや公式の結果に対する誤解や不満の例は生じ得る。

高等教育機関は、懸念している問題を質保証機関に提起するプロセスについて、利用する権利を持たなければならない。質保証機関は、明確に定めたプロセスを一貫して用いることで、そうした問題を専門的に処理する必要がある。

苦情手続きにおいて、高等教育機関はプロセスの実行や実行者への不満を述べることができる。 不服申立手続きでは、高等教育機関は公式の結果に対して、結果が健全な証拠に基づいていない、基準が正しく適用されていない、あるいはプロセスが一貫して実施されていないといった疑問を主張することができる。

第3部:質保証機関に関する基準とガイドライン

3.1 質保証の活動、方針及びプロセス

基準:

質保証機関は、ESG 第2 部で定義された外部質保証活動を定期的に行う。質保証機関は一般に公開するミッション・ステートメントに、明確かつ明示的な目的と目標を持たなくてはならない。これらは、質保証機関の日常業務の中に織り込むべきである。質保証機関は、利害関係者をガバナンスや業務に関与させるべきである。

ガイドライン:

外部質保証を有意義なものとするため、高等教育機関や一般市民が、質保証機関を信頼することは重要である。

それゆえ質保証活動の目的や目標は、質保証機関とその利害関係者(特に高等教育機関)の関係性や質保証機関の業務範囲とともに、明示、公開される。質保証機関の専門知識は、質保証機関の委員会に国際的なメンバーを含めることで、強化できうる。

さまざまな目的を達成するため、質保証機関は多様な外部質保証活動を行う。その中には、プログラムレベルまたは高等教育機関レベルの評価、レビュー、オーディット、アセスメント、適格認定審査、その他類似の活動があり、それぞれ別々に行うこともありうる。また、質保証機関が他の活動を行う場合には、外部質保証とその他の業務を明確に区別することが必要である。

3.2 公的地位

基準:

質保証機関は確固たる法的基盤を有し、権限ある公的機関から質保証機関として正式に 認定されていなくてはならない。

ガイドライン:

特に外部質保証が規定を基に行われる際、高等教育機関は、このプロセスの結果が高等教育システムにおいて、国、利害関係者及び一般市民に受け入れられるよう安全策を得ておく必要がある。

3.3 独立性

基準:

質保証機関は独立し、自律的に行動すべきである。質保証機関は第三者の影響を受ける ことなく、業務及び業務の結果に対して完全に責任を負わなくてはならない。

ガイドライン:

自律的な高等教育機関には、それに対応する独立した質保証機関を必要とする。

質保証機関の独立性を考える際、下記の事項が重要である。

- 第三者(例えば、高等教育機関、政府及び他の利害関係団体)に対する質保証機関の業務 上の独立を明記した公文書(例えば、政府文書、議会制定法または組織の関連法)で証明 される、組織の独立性。
- 運営の独立性:質保証機関の手続き及び手法の定義及び運用、ならびに外部専門家の選出及び任命が、第三者(例えば、高等教育機関、政府及び他の利害関係団体)から独立して行われている。
- 公式結果の独立性:利害関係の背景を持つ専門家(特に学生)も質保証プロセスに参画するが、質保証プロセスの最終結果は質保証機関が責任を負う。

質保証機関の外部質保証活動に寄与する者(例えば専門家)は、第三者によって推薦されることがあっても、質保証機関の業務にあたる際は個人の立場で行動し、出身団体を代表しないように注意する。手続きや決定が専門知識のみに依拠するように確実を期す上で、独立性は重要である。

3.4 活動の分析

基準:

質保証機関は定期的に、外部質保証活動の全体的な所見を説明及び分析した報告書を公表すべきである。

ガイドライン:

質保証機関は作業を進める過程で、直接の質保証プロセスには関係ないものの、プログラムや高等教育機関に関し、高等教育システム全体の体系的な分析のための有益な情報を得る場合がある。このような知見は、機関、国及び国際的な面における質保証の方針やプロセスの省察や改善に寄与し得る。

この情報を詳細かつ慎重に分析することで、優良事例や解決しづらい難題の発生、傾向、及び影響範囲が明らかになるであろう。

3.5 資源

基準:

質保証機関は、人材と資金の両面において、業務遂行上十分かつ適切な資源を有していなくてはならない。

ガイドライン:

高等教育が社会や個人の発展に重要な影響を及ぼすことに鑑みれば、質保証機関に十分かつ適

切な資金があることは公益に適う。質保証機関はその資源により、効果的かつ効率的に外部質保証活動を組織化し、実施できる。また、質保証機関は資源によって、実務を改善及び省察し、自らの活動を一般市民に伝えることができる。

3.6 内部質保証と専門性

基準:

質保証機関には、自らの活動の質と健全性について、これらを維持、強化するための内 部質保証制度が備えていなくてはならない。

ガイドライン:

質保証機関は利害関係者に説明責任を果たす必要がある。それゆえ質保証機関の業務には、専門職集団としての高度な基準や健全性が欠かせない。高等教育機関や社会に対して最大限のサービスが提供されるよう、自らの活動の見直しと改善は継続的に行う。

質保証機関は内部質保証方針を運用する。この方針はウェブサイトで閲覧できる。この方針では以下の事項を示す。

- 活動の参加者全員に、ふさわしい能力と、専門職としての倫理的な行動が求められる。
- 継続的改善につながる内部及び外部のフィードバックの仕組みを質保証機関内に備える。
- あらゆる類いの不寛容や差別をはねつける。
- 業務を行う区域を所管する関連当局との適切な意思疎通系統を示す。
- 質保証活動の一部または全部が、他者に委託される場合、受託先が行う活動や作成する 資料も、必ず ESG に従うようにする。
- 外部質保証の対象となる高等教育機関の地位と正当性を示す根拠となる。

3.7 質保証機関に対する周期的な外部の評価

基準:

質保証機関は ESG の遵守を証明するため、外部評価を少なくとも 5 年に 1 回受審すべきである。

ガイドライン:

定期的な外部評価は、質保証機関が自身の方針や活動を省察する上で役立つだろう。この評価は、質保証機関が ESG が掲げる原則を引き続き堅持することを、自身や周囲の関係者に示す役割を果たす。

||| 付録:基準の要約リスト

第1部:内部質保証に関する基準とガイドライン

1.1 質保証の方針

高等教育機関は、経営戦略の一環として質保証の方針を有し公開すべきである。内部の利害関係者は、外部の利害関係者の参画を得て、適切な体制及びプロセスを通じてこの方針を策定し、 実行すべきである。⁷

1.2 プログラムの設計と承認8

高等教育機関は自らの学習プログラムを設計し、承認するプロセスを備えるべきである。プログラムは、期待される学習成果を含めて、目標を達成できるように設計すべきである。プログラムが提供する資格を、明確に示し、当該国家資格枠組み及び欧州高等教育圏資格枠組みの妥当なレベルを提示すべきである。

1.3 学生中心の学習、教授及び評価

高等教育機関は、学生が学習プロセスの構築にあたって積極的に関与することを奨励し、成績 評価はこのアプローチを反映する形となるようにすべきである。

1.4 学生の入学、進級、認定及び証明

高等教育機関は、学生の「ライフサイクル」の全段階(例えば、学生の入学、進級、認定及び 証明)を包含した、定義・公開された規定を一貫して適用すべきである。

1.5 教員

高等教育機関は、教員の能力を保証する。教員の採用と能力開発に際し、公正で透明なプロセスを適用すべきである。

1.6 学習資源と学生支援

高等教育機関は、学習・教授活動のための適切な財源があり、十分かつ容易に利用できる学習 資源と学生支援が提供されるようにすべきである。

1.7 情報管理

高等教育機関は、プログラムや他の活動の効果的な運営のため、関連情報を収集、分析し、活用すべきである。

⁷ 特記がない限り、本書では、「利害関係者(stakeholder)」は、高等教育機関のあらゆる関係者――学生及び教職員、ならびに 雇用主や高等教育機関の外部パートナーなどの外部利害関係者を含む――を包含するものと解する。

[®] 「プログラム(programme)」の語は、最も広義の高等教育を指す。つまり、正規の学位の取得には繋がらないものも含む語 として扱う。

1.8 情報公開

高等教育機関は、自らの活動(プログラムを含む)に関し、明確、正確、客観的、最新かつ容易 に入手できる形で情報を公開するようにすべきである。

1.9 プログラムの継続的監督及び定期的評価

高等教育機関は、設定した目標を確実に達成し、学生や社会のニーズに確実に応えるように、 自らのプログラムを監督し、定期的に評価を行うべきである。評価はプログラムの継続的な改善 につながるものとすべきである。その結果として計画または実行されたあらゆる措置は、全ての 利害関係者に周知すべきである。

1.10 周期的な外部質保証

高等教育機関は周期的に、ESG に沿った外部質保証を受審すべきである。

第2部:外部質保証に関する基準とガイドライン

2.1 内部質保証の考慮

外部質保証は、ESG 第1部で述べた内部質保証プロセスを効果的に活用すべきである。

2.2 目的に沿った方法論の設計

外部質保証は、そのねらいや目的を達成するため、関連規定に考慮しながら、具体的に定義及び設計すべきである。制度の設計と継続的改善にあたっては、利害関係者の参画を得るべきである。

2.3 実施プロセス

外部質保証プロセスは、信頼に足り、有用で、事前に定義されており、一貫性をもって実施され、結果は公開されるべきである。これには下記の事項が含まれる。

- 自己評価または同等のもの
- 外部専門家による評価、通常は訪問調査を含む
- 外部専門家による評価をもとにまとめられた報告
- 一貫したフォローアップ

2.4 ピアレビューの専門家

外部質保証は、1 名あるいは複数の学生メンバーを含む外部専門家グループが行うべきである。

2.5 成果に関する基準

外部質保証の結果として示される成果や判断は、それが公式な決定として扱うかどうかに関わらず、明示され公開された一貫して適用される基準に基づいて行うべきである。

2.6 報告

専門家の最終報告は、学術界・外部のパートナー・その他の関心を持つ一般人に向けて公開され、容易に入手できるようにすべきである。質保証機関がこの報告に基づき公的な決定を行う場合は、決定内容も報告とともに公開すべきである。

2.7 苦情と不服申立

苦情及び不服申立のプロセスは、外部質保証プロセスの一部として明確に定義され、高等教育機関に知らせるべきである。

第3部:質保証機関に関する基準とガイドライン

3.1 質保証の活動、方針及びプロセス

質保証機関は、ESG 第 2 部で定義された外部質保証活動を定期的に行う。質保証機関は一般に公開するミッション・ステートメントに、明確かつ明示的な目的と目標を持たなくてはならない。これらは、質保証機関の日常業務の中に織り込むべきである。質保証機関は、利害関係者をガバナンスや業務に関与させるべきである。

3.2 公的地位

質保証機関は確固たる法的基盤を有し、権限ある公的機関から質保証機関として正式に認定されていなくてはならない。

3.3 独立性

質保証機関は独立し、自律的に行動すべきである。質保証機関は第三者の影響を受けることなく、業務及び業務の結果に対して完全に責任を負わなくてはならない。

3.4 活動の分析

質保証機関は定期的に、外部質保証活動の全体的な所見を説明及び分析した報告書を公表すべきである。

3.5 資源

質保証機関は、人材と資金の両面において、業務遂行上十分かつ適切な資源を有していなくて はならない。

3.6 内部質保証と専門性

質保証機関には、自らの活動の質と健全性について、これらを維持、強化するための内部質保証制度が備えていなくてはならない。

3.7 質保証機関に対する周期的な外部の評価

質保証機関は ESG の遵守を証明するため、外部評価を少なくとも 5 年に 1 回受審すべきである。

本資料は、欧州高等教育質保証機関協会(ENQA)の許諾を得て、(独)大学評価・ 学位授与機構が ENQA et al. (2015) Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)を全訳したもので ある。この原典(英語)は下記より入手可能である。

 $http://www.enqa.eu/wp-content/uploads/2015/05/ESG_endorsed-with-changed-foreword.pdf\\$

本翻訳資料について ENQA はその内容の確認を行っておらず、翻訳内容に誤りがある場合は翻訳者である(独)大学評価・学位授与機構が責任を負う。

The Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG) is translated into Japanese and published by National Institution for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE) with permission of European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA).

ENQA does not verify the translation and NIAD-UE is responsible for any inaccuracies in the translated texts.

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)

翻訳:

2016年1月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。